令和	2年	7月	7 E	1																		号	•	外
○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一	の一部を改正する条例	〇 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例	守る条例の一部を改正する条例	岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを	岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び	0	関する条例の一部を改正する条例	○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に	例の一部を改正する条例	○ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条	正する条例	○ 岡山県特殊詐欺被害防止条例の一部を改	関する条例の一部を改正する条例	○ 地方活力向上地域における県税の特例に		○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例	○ 岡山県税条例の一部を改正する条例	を改正する条例	〇 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部	【条例】	目次		りりな幸	
畜産課		長寿社会課			医薬安全課	生活衛生課		医療推進課		循環型社会推進課		くらし安全安心課		税務課	会計課	"	税務課		人事課		担当課(室)		F 	
																				解説	- 改正する条例	- ○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を	部を改正する条例	目次
																				総務学事課		建築指導課		担当課(室)

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

県職員特殊勤務手当支給条例 (昭和二十六年岡 山県条例第十九号) 0) 部を次のように改正す

る

第二十五条第三号を次のように改める。

次に掲げる職員で、 相手方に直接接して行う相談又は指導の業務に従事したも

イ 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知

第二十五条第四号中「前号」を

「前号口

に、

「五百六十円」

を

「千百二十円」

号外

的障害者福祉司

勤務

日につき

五百六十円

口

児童相談所に勤務する児童福祉

司

勤務一

つき

千百二十四

附則

を

「八百六十円」

に改める。

(施行期日

岡山県公報

1 この条例は、公布の日から施行する

(通月

2 この条例による改 正後 0 岡 Ш 県職員特殊勤務手当支給条例 以下 「改正後の条例」 とい

一十五条第三号及び第四号の規定は、 令和二年四月 日から適用する

(給与の内払)

令和2年7月7日

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、 この条例による改正前 の岡 山県職員特殊勤務手

当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、 改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

尚山県知事伊原木隆太

岡山県条例第四十三号

岡山県税条例の一部を改正する条例

山県税条例 (昭和二十九年岡山県条例第三十七号) 0) 一部を次のように改正する。

附則第四条の二を附則第四条の三とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイ ルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等)

第四条の二 訂正又は 添付すべき書類の訂正若しくは 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第六項 提出を求められた者は、 法附則第五十九条第三項に の規定に 0

準用する法第十五条の二第七項の規定による通知を受け

た日

の翌日

から起算して二十日以内に当該

申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなけれ て、 した日に 当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたとき おい て当該申請を取り下げたものとみなす。 0) 訂正又は添付すべき書類の訂正若し は提出を求められた者は ば ならない。 にお

附則第六条の三の三の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別 税額控除の

特

第六条の三の四 用を受けた場合における附則第六条の三の二第一 六条の七第一項において の影響に対応するため とあるのは、 県民税 「令和十六年度」 0) の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コ 国税関係法律の臨時特例に関する法律 「新型コ とする 口 ナウイルス感染症特例法」という。)第六条第四項の規定の適 項の規定の適用につい (令和二年法律第二十五号。 ては、 \Box 同項中 ナ クイ ル 「令和十 ス感染症 五. 則

『則第六条の六の次に次の一条を加える。

ドラグラグラグでしまった。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除

の特例

第六条の七 十三条の二第一 請求権放棄」という。)を同条第一項に規定する指定期間 にした場合には、 する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権 (次項におい 県民税 て「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄(同項におい 項第三号に掲げる寄附金を支出 当該納税義務者がその放棄をした日 の所得割の納税義務者が、 新型コロナウイル したものとみなして、 の属する年中に放棄払戻請求権相当額 (次項において「指定期間」という。 ス感染症特例法第五条第四 県民税に関する 規定を適用す 7 項

放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第三十三条の二第一項各号に掲げ 前 (当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円) 項 の放棄払戻請求権相当額とは、 の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。) 同項の納税義務者がその年の指定期間内にお をいう。 61 て払戻請 求権

附則第十八条から第二十条までを次のように改める。

(新型コ \Box ナウイ ル ス感染症等に係る耐震基準不適合既存住 宅 0 取得に対する 不動産 取 0

第十八条 六月以内にその者 住宅の第六十九条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令で定める日までに締結 人が、新型コロナウイルス感染症 のため までにその者 第六十六条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得 附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイル の措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の 0 居住 おい の居住の用に供することができなかつたことにつき省令で定めるところに て、 O用に供 当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月 したとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の ス感染症をいう。) 当該耐震基準不適 (平成二十四年法 及びそのまん して より É か 延防 る個

岡山県公報 令和2年7月7日 号外

ては 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。) 同項中 「行い」 「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、 とあるのは 行い 当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。 は、 第六十九条の二第一 項の規定の適用に 当該」とあるの 0 当

については、 項の規定の の表の 適用がある場合に 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 おける第六十七条第一 項及び第六十九条の二第二項 それぞれ同表の下欄 の規定 に掲げ

まで同項に規定する耐震改修の日後六月以内の日	六月以内	第六十九条の二第二項
住宅の耐震改修の日後六月以内の日までから当該土地の上にある耐震基準不適合既存	から六月以内	
第三項第二号じ。)の日後六月以内の日まで、第六十六条じ。)の日後六月以内の日まで、第六十六条の耐震改修(第六十九条の二第一項に規定す	一号	
晃│当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅	一年六月以内、同項第	第六十七条第一項

第十九条及び第二十条

則

(施行期日

1 する。 及び附則第六条の六の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、 この条例は、 公布 0 日から施行する。 ただし、 附則第六条の三の三の次に一条を加える改正規定 令和三年一月一 日から施行

(新型コロナウイ ル ス感染症等に係る個 人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措

戻請求権の価額とみな 請求権の全部又は一部の放棄と、 払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、 当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第二項で定める期間内 する政令 第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この項におい 法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条 定を適用する。 「入場料金等払戻請求権」という。) 県民税 の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関 (令和二年政令第百六十一号) 附則第二条第一項に定める日までの間にした場合において、 て、 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の附則第六条の七 当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払 の行使を令和二年二月一日から地方税法施行令の一部を改正 当該寄附金の支出を入場料金等払戻 0) 7

(不動産取得税に関する規定の適用

3 の条例 (附則第一 項ただし書に規定する改正規定を除く。) 附則第十八条の規定は、 令和二年四月三十 による改正 日から適用す の岡

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額 0 申請手続等の特例

4 十七条第二項並びに第六十九条の二第五項の規定の適用については、 同表の中欄に掲げる字句は、 新条例附則第十八条第一項の適用がある場合における新条例第六十六条第五項及び第六項、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる規定中

	て、事実を申告する際併せり当該不動産の取得の	
当該不動産の取得の日から六十日を経過する	第六十二条の規定によ	
過日のいずれか遅い日まで六十日を経過する日又は令和二年改正条例経	六十日以内	第六十九条の二第五項
日までに	て実を申告する際、併せ	
又は令和二年改正条例経過日のいずれか遅い当該土地の取得の日から六十日を経過する日	り当該土地の取得の事第六十二条の規定によ	第六十七条第二項
過日のいずれか遅い日まで六十日を経過する日又は令和二年改正条例経	六十日以内	第六十六条第六項
和二年改正条例経過日のいずれか遅い日までその取得の日から六十日を経過する日又は令	日以内	
当該土地の取得の日から六十日を経過する日 条例経過日」という。)のいずれか遅い日ま 条例経過日」という。)のいずれか遅い日ま た六十日を経過する日(以下「令和二年改正 の施行の日か で	当該土地の取得の日か	第六十六条第五項

台口二年二月二日岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

岡山県税条例 (昭和二十九年岡山県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中 「発生した」を「やんだ」に改め、 同項に次のただし書を加える。

当該期限内に当該申請書を提出することが困難であると知事が認める場合は、 0) 限

りでない。

第二十九条第三項中 「及びマンション敷地売却組合」を マンショ ン敷地売却組合及び敷地分

割組合」に改める。

第二十九条の二第一 に改め、 同条第五項中 項中 次項」を 「におい ては」を「には」に改め、 同 に改め、 同条第四項中 同項の 表第四十 「第四条の 一条の 項中

号外

る者で、扶養親族である子を有し、 第三十三条第一号イの表(3)中 第三十一条中 り、同表(4)中 「寡婦 (寡夫) 「法第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち 控除額」を 「寡夫」を「ひとり親で令で定めるも かつ、 前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で令 「寡婦控除額、 ひとり親控除額」に改め の」に改め、

同号イに該当す

(4)に掲げ

条第二十三項」を

「同条第三十五項」に、「にあつては」を「には」に改め

始の日から六月 第四十条第一項中「当該」を「同表の」に改 の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」 め、 同条第二項 单 同 項第二号の連結事業年度開

で定めるもの」に改める。

を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。 業年度開始の日から六月を経過した日」 結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、 「連結法人」を「法人」に、 第四十一条中「第二十三項」を「第三十五項」に、「、 「同項ただし書又は同条第三十九項」 を「六月経過日」に、 同条第三十九項」を 「同条第四項に規定する法人及び連 「同条第五十項」 同条第十九項」を 同条第五十項」に、

第四十二条の二中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五 項 第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改める。

第四十二条の二の二を削る。

第四十二条の二の三第二項第二号中 同条を第四十二条の二の二とする 「又は計算期間 (法第五十二条第二項第三号に規定する期

過日 に改める。 第四十三条第二項 (第四十九条第一項第二号及び第四十九条の二第四項におい 单 「その事業年度開始の日から六月の 期間 0 て「六月経過日」という。) 末日」 を 同 項に 規定する六月

び第百五十二条第一項」を「第四条の四及び第百五十二条第三項」に改める。 第四十三条の二第三項中 「第四条の七」を「第四条の三」に改め、 同条第四 項 单 「第四 |条の 八

に改め 第四十九条第一項第二号中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」 を

及び 末日」を「六月経過日 第四十九条の二第四 「その開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日 の前日 項第一号中 」に改め、 「当該事業税 同項第二号中 の申告書に係る事業年度開始 「事業年度開始 の前日」 に改める 日から六月 の日から六月 0 期 間 0 0 末日

第四十九条の三ただし書中 「第五十三条第二十三項」 を「第五十三条第三十 五 項 改

第四十九条の四を削る

第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。) 則第十四条の二第二項及び附則第十四条の二の三において同じ。)」を「通算法人 人に係る通算親法人 第五十条第一項中「連結申告法人 (同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。) 項に おい て同じ。) にあつ (法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をい (通算子法人 ては、 当該通算子法人の事業年度が当該通算子法 (同条第十二号の七に規定する通算子 の事業年度終了 (法人税法第二条

に終了するものに限る。)」に改める。

だし書を加える。 第七十条第一項第一号中 「やんだ」に、 「以内」を 「以下」を削り、 「以内の日又は納期限のいずれか遅い日まで」 同条第三項中 「によつて」を 「により」 に改め、 同 頂に次

りでない。 ただし、 当該期限内に当該申請書を提出することが困難であると知事が認める場合は、 0

第七十一条の三第二項に次のただし書を加える。

巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの○・七本に換算するものとする。 ただし、一本当たりの重量が○・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につい 7

則第六条の四第一項」を「附則第六条の四」に改める。 附則第十条第一項中「又は」を「、第三十五条の三第一項又は」に改め、 同条第三項第三号中

附則第十条の二第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める 附則第十一条の二第三項第三号及び第十一条の二の六第三項第三号中 「附則第六条の 項

を「附則第六条の四」に改める。

条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約 は同項第八号に規定する特定非課税管理勘定 (以下この項におい いう。)に基づき」に改め、 第六条の四」に改める。 から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、 「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。 .項第七号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。) 又 附則第十一条の四第二項第三号及び第十二条第三項第三号中「附則第六条の四第一項」を「附則 附則第十一条の二の七第一項中「という。) 同条第二項中「という。)又は」を「という。)、」に、「) 又は」 (次項において「特定非課税累積投資契約」と を「という。)、」に、「に基づき」 て「特定非課税管理勘定」という。)

条の二、 附則第十三条第一項の表附則第十条の二第三項の項及び同条第三項の表附則第十条の二第三項 「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、 第三十五条の三」に改める。 「、第三十五条の二」を「、

び「又は各連結事業年度分」を削り、 人税額」を削る。 「又は個別帰属法 (法第二十三条第一項第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。 附則第十四条第一項中「又は各連結事業年度分」を削り、 人税額」を削 ŋ 同条第五項中「又は連結事業年度」及び 同条第三項中「第三号」を「第二号」に改め、 同条第二項中「又は個別帰属法 第四項におい 「又は当該個別帰属法 同条第四 て同じ。)」及

又は第三十五項」 附則第十四条の二第 に改 項中 同条第二項を削る 「次項及び」 を削 り、 「第二十二項又は第二十三項」

四条の二の三中 「又は同法第百二十一条第一 項の承認を受けて 61 ない 法人で連結申告法

岡山県税条例の 一部を次のように改正する

第七十一条の三第二項ただし書中 「〇・七グラム」 を グラム」 に、 $\overline{\bigcirc}$ ・七本」 を

(県税外収入金に係る延滞金徴収条例 0

第三条 うに改正する。 県税外収入金に係る延滞金徴収条例 (昭和三十 ·九年岡· 山県条例第二十六号) 0) 部を次 0

を「延滞金特例基準割合に」に改める の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、 附則第四項中「特例基準割合 (当該年の前年に」を 「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 「特例基準割合に」

(森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部改正)

第四条 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例 (平成十五年岡山県条例第六十 \mathcal{O}

次のように改正する。

号外

各連結事業年度」 第三条第一項中 を削り、 「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」 「第五十二条第二項第四号」を 「第五十二条第二項第三号」に改める。 に改め

則

岡山県公報

- 1 める日から施行する。 この条例は、 令和四年四月一 日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、
- 二項第三号及び第十二条第三項第三号の改正規定 公布の日

条第三項第三号、第十一条の二第三項第三号、

第十一条の二の六第三項第三号、

第十

一条の

兀

の改正規定並びに同条例

第一条中岡山県税条例第二十三条第三項及び第七十条第三項

定 第一条中岡山県税条例第七十一条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附 令和二年十月一日 剘 第七 項 規

令和2年7月7日

- 三 に次項及び附則第九項の規定 第一条中岡山県税条例第三十一条及び第三十三条第一 令和三年一月一日 号イ の表の改正規定、 第三条の規定並び
- 几 第一条中岡 山県税条例附則第十一条の二の七の改正規定 令和三年四 月 \exists
- Ŧī. 第二条の 規定及び附則第八項の規定 令和三年十月
- 本法等の一部を改正する法律 の属する年の翌年の一月一日 第一条中岡山県税条例附則第十条第一 (令和二年法律第 項、 第十条の二第三項及び第十三条の改正規定 号 附則第一項第一号に掲げる規定の 行 土地 0 Н
- 七 る法律及びマンショ 山県税条例第二十九条第三項の改正規定 ンの建替え等の円滑化に関する法律の 7 ン 一部を改正する法律 ショ ン の管理の適正化の推進に関 (令和二年法律第

個人の県民税 関する経過措置

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の 岡山県税条例第三十 条及び第三十三条の規定は、

(法人の県民税に関する経過措置)

- 民税につ る連結親法人事業年度をいう。 この項及び次項において「四年旧法人税法」という。) 第二条第十二号の七に規定する連結子法人 (以 第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。 業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定 法人の県民税に関する部分は、 第一条の規定による改正後の岡 「連結子法人」という。) いて適用する。 の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定す この条例の施行の日 以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。) 山県税条例 (附則第五項におい (以 下 「施行日」という。) て「新条例」 とい 以後に開始する (同法附則第一条 分の法人 0) 規定 0 事
- 事業年度を含む。) 第一項に規定する連結事業年度をいう。) (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始 則第六項において 施行日前に開始した事業年度 分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度 「旧条例」という。) 分の法人の県民税につい (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始 の規定中法人の県民税に関する部分は、 ては、第一条の規定による改正前の岡山県税条例 (四年旧法 人税法第十五条 なおその効力を有 した事業年度 の 二

岡山県公報

号外

(法人の事業税に関する経過措置)

5 6 結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。) を含む。)に係る法人の事業税につい 新条例 施行日前に開始した事業年度 の規定中法人の事業税に関する部分は、 (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始 ては、 旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、 施行日以後に開始する事業年度 に係る法人の事業税に つい (連結子法 した事業年度 て適用する。 なおそ 0

(たばこ税に関する経過措置)

の効力を有する。

令和2年7月7日

- ては、 附則第一項第二号に掲げる規定の施行 なお従前の例による。 0 \exists 0) 前に課 した、 又は課す べきであったたばこ税に 0 11
- 8 ては、なお従前 項第五号に掲げる規定の の例による。 施行 0 日 0 前に課 した、 又は課すべきであっ たたばこ税 13 0

(延滞金に関する経過措置

9 規定は、 に対応するものに 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の県税外収入金に係る延滞金徴収条例附則 延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについ いつい ては、 なお従前 0 例による 、て適用、 同 . 日前 第 0 兀 項 0

令和二年七月七 向 域 にお ける県税の特例に関する条例 0 部を改正する条例をここに公布する

岡山県条例第四十五号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例 0 部を改正する条例

を次のように改正する。 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例 (平成二十 -七年岡 県条例第六十六号) 0

第二条第一項及び第三条第一 項中 「平成三十二年三月三十 日」を 「令和四年三月三十 日

附則

(施行期日等)

1 例に関する条例 この条例は、 公布の 。 以 下 日から施行 「新条例」 という。) この条例による改正後の地方活力向上地域におけ の規定は、 令和二年四月一 日から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

号外

定にかかわらず、 備を新設し、又は増設したものについては、 整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた者に限る。)で、 か遅い日とする。 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者(令和二年四月一日からこの条例の施行 「施行日」という。)の前日までの間(以下「遡及適用期間」という。)に同条第一項に規定する 同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日との その者の同条第三項の申請書の提出期限 遡及適用期間に特別償却設 は、同項の規 0 \exists 以

岡山県公報

る。) 出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。 ては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者 で、 遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したも (遡及適用期間に整備計画 同項の規定にかかわらず、 の認定を受け 同項の規定による 0

令和2年7月7日

山県特殊詐欺被害防止条例の 一部を改正する条例をここに公布する

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県特殊詐欺被害防止条例の一部を改正する条例

山県特殊詐欺被害防止条例(平成二十二年岡山県条例第二十八号) 0) 部を次 0)

第一条中「振り込め詐欺をはじめとする」を削る。

二百四十九条の罪をいう。) 「態様の詐欺又は」を「詐欺(刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十六条の罪をいう。)若 第二条第一号を削り、 に改め、 「をいう」を 同号を同条第一号とし、 同条第二号中「振り込め詐欺その他の」を削り、「欺き」を 「(刑法第二百四十六条の二の罪をいう。)、 又は預貯金通帳等を窃取する窃盗 同条第三号口中 「ATM」を (刑法第二百三十五条の罪をいう。 現金等を脅し取る恐喝 「現金自動支払機その他の機械

以下「ATM」 という。)」に改め、 同号を同条第一号とする。

第十条第二号中 「第二条第三号ハ」 を「第二条第二号ハ」に改める。

所貝

この条例は、公布の日から施行する。

浄化槽保守点検業者の 登録等に関する条例 0 部を改正する条例をここに公布する

令和二年七月七日

尚山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十七号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の 一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 (昭和六十年岡山県条例第二十五号) O部を次 0

に改正する。

号外

第十一条に次の一項を加える。

5 認めるときは、 する登録の有効期間内に一回以上受けさせなければならない。 浄化槽保守点検業者は、第一項の浄化槽管理士に、 この限りでない 知事が別に定める研修を第三条第二項に規定 ただし、 特別の事情があると知事が

岡山県公報

第十二条第三項中 「第七条及び第十一条」 を 「第七条第一項及び第十 一条第一項本文」 に改める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

令和2年7月7日

三項の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日から令和三年七月七日までの間にある浄化 槽保守点検業者については、 この条例による改正後の第十一条第五項の規定は、 適用しない。 この条例による改正前の第三条第一項又は第

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成十一年岡山県条例第五十 0

次のように改正する。

別表第一の二十九

0

項

П

中

を「第

一条の五」

に改める

t IJ

附則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の 処理の特例に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 0 部を改正する条例

事の権限に属する事務の処理 の特例に関する条例 (平成十一年岡山県条例第五十 号 \mathcal{O}

次のように改正する。

別表第一の四十の項似中 「第十三条第十号括弧書」を「第十三条第十一号括弧書」 に改め

附則

この条例は、公布の日から施行する。

号外

山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例

0

を改正する条例をここに公布する。

県保健福祉関係手数料徴収条例及び

令和二年七月七日

岡山県公報

凹山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

山県保健福祉関係手数料徴収条例及び岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例

一部を改正する条例

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例 (平成十二年岡山県条例第二十六号) 0) 部を次

に改正する。

令和2年7月7日

料製造業者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」 「覚せい い剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤原料輸入業者」を「覚醒剤原料輸入業者」に、 「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せ 第二条(第四十五号(イ及び口を除く。) 剤原料輸出業者」を「覚醒剤原料輸出業者」に、 を除く。) 中 「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取 「覚せい剤原料製造業者」 に、「覚せい 剤原料研 究者」

醒剤原料研究者」に改める。 第二条第四十五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」 に、「覚せい 剤原料取扱者等」 覚

醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改める。

(岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一 部改正

第二条 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 (平成二十

一部を次のように改正する。

第二条第二号中 「覚せい 剤取締法」 を 「覚醒 取締法」 に、「覚せい 剤及び」 を 「覚醒剤及び」

「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める

附 則

この条例は、 公布の É から施行する。

県国民健康保険財 部を改正する条例をここに公布する

政安定化基金条例 0

令和二年七月七日

伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の 部を改正する条例

山県国民健康保険財政安定化基金条例 (平成二十八年岡山県条例第三十八号) O部を次のよう

に改正する。

附則第二項中

「平成三十六年三月三十一

日

を

「令和六年三月三十一

日

に改める。

の条例は、 公布の 日から施行する。

部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七 日

山県農林水産関係手数料徴収条例の

山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十二号

山県農林水産関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例

県農林水産関係手数料徴収条例 (平成十二年岡山県条例第四十四号) 0 部を次のように改正

改め、 「家きんサルモネラ症」に改め、 同号口中 「やぎの結核病」 を「山羊の結核」に改め、 同条第二十九号イ及びロ中 同号ハ中「家きんサルモネラ感染症」を 「綿羊」を「めん羊」に、「やぎ」を「山

第二条第二十八号イ中

「綿羊、

やぎ」を「めん羊、

山羊

「ブルセラ病」を

ルセラ症」

羊」に改める。

の条例は、 公布の 日 から施行する。

山県土木関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例をここに公布する

和二年七月七

山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十三号

岡山県土木関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例

第二条第一 県土木関係手数料徴収条例 項第六十四号中 「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」 (平成十二年岡山県条例第五十三号) 0) 部を次 のように改正する。

の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

号外

山県税条例等の

部を改正する条例につい

- 0 改める等所要の改正を行ったものである。 で、 岡 相手方に直接接して行う相談又は指導の業務に従事したも 山県職員特殊勤務手当支給条例 司等に対する処遇改善に係る予算措置等に鑑 0 一部を改正する条例に 0 0 児童相談所に勤務する 7 に対する特殊勤務手当の支給額を 児童福
- \bigcirc 額控除の特例を定める等所要の改正を行ったものである 地方税法の一部改正に鑑み、 山県税条例 0 一部を改正する条例に 個人の県民税に 0 11 ついて新型 コ 口 ナウ ス感染症等に係る寄附金税
- \bigcirc 0 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例 改正を行うも 地方税法の 一部改正に伴い のである。 個人の県民税につ 61 て所得控除額にひとり親控除額を加える等所要 0 部を改正する条例に 事業税 0 13 の課税免除等

岡山県公報

0

対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長したものである

対象となる特殊詐欺の範囲を拡大する等所要の改正を行ったものである 近年の特殊詐欺の手口の多様化及び巧妙化に伴う被害を防止するため、 山県特殊詐欺被害防止条例の 部を改正する条例に · 11 県が行う情報の提供等の

令和2年7月7日

- 0 要の改正を行ったものである。 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 浄化槽法の 部改正に伴い、 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定める等所 0) 部を改正する条例に · つ 61 7
- \bigcirc 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 医療法施行令 0) _ 部改正に伴 1, 規定の整備を行ったも の 一 部を改正する条例に のである。 0 11
- \bigcirc 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 0 一部改正に伴 0 部を改正する条例に 規定の整備を行 0 つ
- 0 部を改正する条例につ 祉関係手数料徴収条例及び岡山県危険な薬物から県民の命とくら 61 0

 \bigcirc 山県国民健康保険財政安定化基金条例の 部を改正する条例に

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、

規定の整備を行ったものである。

ある。

国民健康保険の

国庫負担金等の算定に関する政令の

部改正に伴い、

規定の整備を行ったもので

 \bigcirc 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の 規定の整備を行ったものである。 一部を改正する条例につい

 \bigcirc 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例につ 規定の整備を行ったものである。